

れいわ
令和6年度版
ねんどばん

れいわ ねん
令和6年
4月1日からの利用
がつ にち
りよう



なわてふれあい教室

にゅう しつ あん ない

入室案内



し じょうなわて し きょういくいいんかい きょういくぶ せいしょうねんいくせいか
四條畷市教育委員会 教育部 青少年育成課

〒575-8501 四條畷市中野本町1-1

電 話：072-877-2121

0743-71-0330

ファックス：072-877-8300

たいしょうじどう
対象児童

四條畷市に居住する、小学校1学年から6学年までの児童

かいしつじかん　かいせつばしょ
開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後6時30分まで
- ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前8時から午後6時30分まで（原則午前9時30分までに登室してください）
- ★ 午後6時30分から午後7時まで時間外利用可能（詳しくは4ページに記載）

※休室日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

めい 名 称	しょ 称	ぼしゅうにんすう 募集人数	しょ ざい 所 在 地	でん 電 話
くすのきふれあい教室	きょうしつ	にん 80人	しりつ 市立くすのき小学校内	072-877-1804
岡部ふれあい教室	きょうしつ	にん 120人	しりつ 市立岡部小学校内	072-879-6020
四條畷ふれあい教室	きょうしつ	にん 120人	しりつしじょうなわてしょうがっこうない 市立四條畷小学校内	072-878-7150
南ふれあい教室	きょうしつ	にん 80人	しりつしじょうなわてみなみしょうがっこうない 市立四條畷南小学校内	072-878-0120
忍ヶ丘ふれあい教室	きょうしつ	にん 120人	しりつしじょうなわてちゅうがっこうないしうちゅうれんけいとう 市立四條畷中学校内 小中連携棟	072-877-2054
田原ふれあい教室	きょうしつ	にん 80人	しりつたわらしょうがっこうない 市立田原小学校内	0743-78-8079

もうしこみにんすう
※申込人数によっては、募集人数を変更することがあります。

りょうりょうとう
利用料等

利用料は児童1人につき月額7,000円です。なお、同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。

あわせて、利用料以外に保護者負担として、おやつ代・雑費代月額1,300円が必要です。

なお、利用がなかった場合でも、利用許可書発行後は利用料をお支払いいただく必要があります。利用開始日までに利用をやめる場合は辞退届を、利用開始日以降に利用をやめる場合は退室届を、各ふれあい教室または青少年育成課・田原支所にご提出ください。

退室届を提出される場合は、退室日がその月の15日までの場合は半月分、16日から末日までの場合はその月1か月分の利用料とおやつ代をお支払いいただく必要があります。

また、欠席した場合の日割りはありませんので、ご了承ください。

※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。

また、次年度の利用をお断りすることができます。

利用料は、課税状況などにより減免される制度があります。詳しくは4ページをご確認ください。

利用申込み

※利用申込みは毎年度必要です。

現在ふれあい教室に入室している児童も忘れずに手続きを行ってください。

提出書類

【1】利用申込書

申込児童1人につき1部

【2】入室要件を確認する書類

(入室の順位を決める書類となります。)

次の①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	保護者が就労している	就労証明書（自営業の人は就労証明書に加えて、直近の確定申告書の写しまたは開業届の写しを添付してください。） *共働き家庭は、両親ともに提出してください。	1家庭につき 1部提出
②	保護者が在学中である	在学証明書	
③	保護者が疾病・負傷している	医師の診断書など	
④	保護者に障がいがある	障がい者手帳の写し	
⑤	児童に障がいがある	児童状況申立書 *指導の参考にするので、児童の様子を具体的に記入してください。 *障がい者手帳の写しを添付してください。	1人の児童につき 1部提出

【3】その他必要書類

次の番号にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	5年以内にふれあい教室を利用しており、口座振替登録を既にしていて、同じ口座を引き続き利用する	なわてふれあい教室利用料口座振替等追加依頼書 *別の口座を利用する／いいえ の人は、利用決定時に同封される口座振替依頼書を金融機関の窓口へ提出してください。	1家庭につき 1部提出
②	ひとり親家庭である	ひとり親家庭医療証の写し	
③	児童の生活に配慮が必要または支援学級に入室予定	児童状況申立書 *指導の参考にするので、児童の様子を具体的に記入してください。	1人の児童につき 1部提出
④	減免対象世帯である (4ページをご覧ください。)	【1】の「2 利用料減免を申請する」に○ 生活保護受給者証または、令和6年源泉徴収票 や確定申告書の写しを添付してください。 ※確定申告書の写し等が間に合わない場合は、 3月末までに別途、減免申請書に添えて提出してください。提出が遅れると、4月からの減免に間に合わないことがあります。	1家庭につき 1部提出

り ようけってい
利用決定

もうちこ しょるい かくにん せんこう うえ がつじょうじゅん げ じゅん きょうしつり よう きょかしょ ゆうそう せんこう
申込み書類を確認し選考の上、2月上旬から下旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。選考
つぎ ひょう さだ きじゅん けってい りよう ぱあい がつまつ にゅうしほりゅうつうち ゆうそう
は次の表に定める基準によって決定します。利用できない場合、2月末までに「入室保留通知」を郵送
じどう けついん で たいき りようりょうとう たいのう ぱあい にゅうしつ心 きょか
します。その児童は、欠員が出るまで「待機」となります。なお、利用料等の滞納がある場合は入室不許可
となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。

ていしゅつしょるい しょるい せんこう こんきょしりょう ていしゅつち せんこうじゅんい さ
提出書類【2】①～⑤の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考順位が下がります
かなら すべ しょるい そろ もうしこ
必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

にゅう しつ せん こう き じゅん ひょう
＜入室選考基準表＞

だいくぶん 大区分	たいしょう 対象となる児童	しょう く ぶん 小区分		
A	<p>ほごしゃ 保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい</p>	がくねん じどう 1学年の児童	A1	
		がくねん じどう 2学年の児童	A2	
		<p>しょう 障がいの ある児童</p>	がくねん じどう 3学年の児童	A3
			がくねん じどう 4学年の児童	A4
			がくねん じどう 5学年の児童	A5
			がくねん じどう 6学年の児童	A6
		がくねん じどう 3学年の児童	A7	
B	<p>みしゅうろうかてい 未就労家庭の 障がい児童</p>	がくねん じどう 1学年の児童	B1	
		がくねん じどう 2学年の児童	B2	
		がくねん じどう 3学年の児童	B3	
		がくねん じどう 4学年の児童	B4	
		がくねん じどう 5学年の児童	B5	
		がくねん じどう 6学年の児童	B6	
C	<p>ほごしゃ 保護者が①就労・在学 ②疾病・負傷 ③障がい</p>	がくねん じどう 4学年の児童	C1	
		がくねん じどう 5学年の児童	C2	
		がくねん じどう 6学年の児童	C3	
D	<p>みしゅうろうかてい 未就労家庭の 児童</p>	がくねん じどう 1学年の児童	D1	
		がくねん じどう 2学年の児童	D2	
		がくねん じどう 3学年の児童	D3	
		がくねん じどう 4学年の児童	D4	
		がくねん じどう 5学年の児童	D5	
		がくねん じどう 6学年の児童	D6	

- ※ 児童の利用選考基準は、小区分A1～の順とする。
- ※ 同順位の場合は事務局で厳正なる抽選を行う。
- ※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一番下位となる。その際は学年の低い児童の利用を優先する。
- ※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

じかんがいりよう 時間外利用

●時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は午後6時30分までです。

●時間外利用料

児童1人につき月額700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込みをした時点で利用料が発生しますので、ご注意ください。

利用料の減免

手続きは保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることできません。(ただし、離婚等の事由の場合は、発生日の翌月からの適用となります。)

入室決定後でも、減免申請は随時受付けています。

確定申告等で添付書類が間に合わない人は、入室決定後3月末までに提出してください。

減免要件	利用料	時間外利用料
生活保護法による被保護世帯 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯	免除	免除
上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯	2,800円 (利用料の4割)	280円 (時間外利用料の4割)
上記を除き前年度分の所得税非課税世帯	4,200円 (利用料の6割)	420円 (時間外利用料の6割)

■お申込み前に、以下について必ずご確認いただき、 同意の上でお申込みください。

□ふれあい教室へのお迎え及び土曜日・夏休みなど朝から開室しているときのお送りは、必ず保護者または保護者に代わる大人の人にお願いいたします。

※高学年の下校と同時であれば、通学路に安全管理員などがいて児童の安全が確保できるため、高学年のきょうだいと一緒に帰ることができます。

□ふれあい教室への車での送迎はできません。

□ふれあい教室の利用は、通常で午後6時30分、延長利用を申し込んだ場合は午後7時までです。延長利用を申し込まずに午後6時30分を超えることが多かった場合、その場で延長利用を申し込んでいただくことがあります。延長利用を申し込んでいても午後7時を過ぎることが多く改善されない場合、退室していただくことがあります。

日常生活における注意

ちゅうしょく
★昼食

がっこう きゅうぎょう び ど ょ う び はる なつ ふゆ ゆす がっこうぎょうじ ふりかえきゅうぎょう び べんとう
学校の休業日(土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日)には、お弁当を
も 持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。

★欠席等の連絡

ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。また、学校休業日（土曜日・長期休業日など）は、当日の午前9時30分までに必ず連絡してください。特に1年生については、連絡なく欠席された場合、保護者に確認の連絡をさせていただきます。児童の安全のため、欠席連絡は必ずお願ひいたします。

じどう けんこうかんり
★思童の健康管理

児童の健康管理制度
体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。インフルエンザ等で、学校の措置により学級（学年）閉鎖された場合、対象の児童はその期間ふれあい教室に登室できません。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることがあります。その場合、病院へお迎えをお願いします。

なお、治療費等の実費は保護者負担となります（保険が適用できる場合があります）。

ふれあい教室と保護者との連絡

じどう せいかつどう かん かーど はいふ じどう にちじょうせいかつ りゅういてん
児童の生活指導などに関し、「おたよりカード」を配布するので、児童の日常生活での留意点
は、必ず指導員に報告してください。

、必ず確認して下さい。)
ふれあい教室からの連絡事項には、必ず確認して下さい。

りょうりょう のうにゅうほうほう 利用料の納入方法

ほんしこうきんとりあつかいきんゆうきかん こうざふりかえりょう はじ きょうしつりょう
本市公金取扱金融機関の口座振替を利用して下さい。初めてふれあい教室を利用する
ひと こうざふりかえ ひと りょうきょかしょ いっしょ ゆうそう こうざふりかえようし ひつようじこう きにゅう
人や口座振替がまだの人は、利用許可書と一緒に郵送する口座振替用紙に必要事項を記入の
こうきんとりあつかいきんゆうきかん まどぐち てつづおこな
うえ、公金取扱金融機関の窓口で手続きを行って下さい。

口座振替の手続きができない場合は納付書を送付しますので、納付期日までに納付書に記載されている本市の公金取扱 金融機関でお支払いください。

ぎんこう みつ い すみとも ぎんこう ぎんこう いけ だせんしゅう ぎんこう かんさい ぎんこう
りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行
きょうぎんこう なんと ぎんこう きょうと ぎんこう ひらかたしんようきんこ おおさかこうせいしんようきんこ
紀陽銀行、南都銀行、京都銀行、枚方信用金庫、大阪厚生信用金庫
おおさかしんようきんこ おおさかし て いしんようきんこ せいきょうしんようくみあい しんようくみあい
大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、成協信用組合、のぞみ信用組合
きんきろうどうきんこ おおさかとうぶのうぎょうきょうどうくみあい ぎんこう ゆうびんきょく
近畿労働金庫、大阪東部農業協同組合 ゆうちよ銀行・郵便局

※令和6年4月1日から、三井住友銀行本支店の窓口での納付書払いは、手数料が別途かかりますので、ご注意ください。口座振替は引き続き利用できます。